

## 議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 6 年 6 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 6 年 6 月 2 4 日

大阪府教育委員会

#### ○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立門真スポーツセンター消防設備改修工事請負契約）

#### ○条例案

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 2 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則 （事務の専決及び代決）

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

##### 第 7 条 （略）

2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概要	要
1	工事請負契約締結の件（大阪府立門真スポーツセンター消防設備改修工事請負契約）	大阪府立門真スポーツセンター消防設備改修工事請負契約 契約金額 5億7,200万円 請負者 須賀工業株式会社	

○条例案

番号	件名	概要	要
1	職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	国家公務員について、災害応急作業等手当のうち、大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事したときの規定が追加されたこと等に伴い、規定を追加する。 ・災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された区域において災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する業務に従事したとき等 1日 1,080円 施行日：公布の日	
2	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（府省令）等の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の数が改められたこと等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。 ・満3歳以上満4歳未満の園児 〔改正前〕 おおむね20人につき1人以上 〔改正後〕 おおむね15人につき1人以上 ・満4歳以上の園児 〔改正前〕 おおむね30人につき1人以上 〔改正後〕 おおむね25人につき1人以上 施行日：公布の日	

第 号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立門真スポーツセンター消防設備改修工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年 月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

契約金額 572,000,000円

請 負 者 住所 東京都江東区富岡一丁目26番20号

名称 須賀工業株式会社 常務執行役員大阪支社長 河 部 和 生

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域において災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する業務に従事したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 前項第五号に規定する業務 千八百円</p> <p>3 第一項第五号に規定する業務が深夜において行われた場合における手当の額は、前項第五号の規定にかかわらず、同号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 第六条第一項第四号イ又はロに掲げる業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給は、第三項の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>(手当額の特例)</p> <p>第二十三条 特定大規模災害に対処するため、第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項第一号から第三号まで及び第五号並びに同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、当該業務の区分に応じ同条第二項第一号から第三号まで及び第五号に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 第六条第一項第四号イ又はロに掲げる業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給は、第三項の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号までに規定する業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>(手当額の特例)</p> <p>第二十三条 特定大規模災害に対処するため、第六条第一項第一号から第三号までに規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項第一号から第三号までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、当該業務の区分に応じ同項第一号から第三号までに定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。</p>

(大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成十年大阪府条例第四十五号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別救助等手当)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項第二号に規定する業務に従事した日一日につき八百四十円(大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る業務に従事した場合にあつては、千八十円)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 第二項第二号に規定する業務に従事した場合で、引き続き二日以上当該業務に従事し、又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による指示がされた地域若しくは同法第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域その他これらに準ずる区域として人事委員会規則で定める区域内において当該業務に従事したときの特別救助等手当の額は、当該業務に従事した日一日につき、前項第二号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。この場合において、次項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項第二号に規定する業務が日没時から日出時までの間に行われた場合の手当の額は、第二項第二号の規定にかかわらず、同号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(以下「特定大規模災害」という。)に対処するため、第一項第二号に規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の特別救助等手当の額は、第二項第二号、第三項及び第四項の規定にかかわらず、第二項第二号又は第四項に定める額に、第二項第二号に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>(災害応急作業手当)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 災害応急作業手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額(大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る業務に従事した場合にあつては、千八十円)とする。</p>	<p>(特別救助等手当)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項第二号に規定する業務に従事した日一日につき八百四十円</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 第一項第二号に規定する業務に従事した場合で、引き続き二日以上当該業務に従事し、又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による指示がされた地域若しくは同法第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域その他これらに準ずる区域として人事委員会規則で定める区域内において当該業務に従事したときの特別救助等手当の額は、当該業務に従事した日一日につき、前項第二号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(災害応急作業手当)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 災害応急作業手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

<p>一・二 (略)</p> <p>43 (略)</p> <p>4 第一項に規定する業務が日没時から日出時までの間に行われた場合の手当の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。</p> <p>5 特定大規模災害に対処するため、第一項に規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害応急作業手当の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの項に定める額に、第二項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。</p>	<p>3 一・二 (略)</p>
--	------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例及び第二条の規定による改正後の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

(内 払)

- 3 第二条の規定による改正後の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和六年一月一日以後の分として支給された特別救助等手当又は災害応急作業手当は、新条例の規定による特別救助等手当又は災害応急作業手当の内払とみなす。

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成十八年大阪府条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(教育及び保育に直接従事する者の数)</p> <p>第四条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>教育及び保育に直接従事する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上満四歳未満の子ども</td> <td>おおむね十五人以上</td> </tr> <tr> <td>満四歳以上の子ども</td> <td>おおむね二十五人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>		区 分	教育及び保育に直接従事する者の数	(略)	(略)	満三歳以上満四歳未満の子ども	おおむね十五人以上	満四歳以上の子ども	おおむね二十五人以上	<p>(教育及び保育に従事する者の数)</p> <p>第四条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>教育及び保育に従事する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上満四歳未満の子ども</td> <td>おおむね二十人以上</td> </tr> <tr> <td>満四歳以上の子ども</td> <td>おおむね三十人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>		区 分	教育及び保育に従事する者の数	(略)	(略)	満三歳以上満四歳未満の子ども	おおむね二十人以上	満四歳以上の子ども	おおむね三十人以上
区 分	教育及び保育に直接従事する者の数																		
(略)	(略)																		
満三歳以上満四歳未満の子ども	おおむね十五人以上																		
満四歳以上の子ども	おおむね二十五人以上																		
区 分	教育及び保育に従事する者の数																		
(略)	(略)																		
満三歳以上満四歳未満の子ども	おおむね二十人以上																		
満四歳以上の子ども	おおむね三十人以上																		
<p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね十五人以上</td> </tr> <tr> <td>満四歳以上の園児</td> <td>おおむね二十五人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 備考 (略)</p> <p>1-7 (略)</p>		園児の区分	員数	(略)	(略)	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人以上	満四歳以上の園児	おおむね二十五人以上	<p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね二十人以上</td> </tr> <tr> <td>満四歳以上の園児</td> <td>おおむね三十人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 備考 (略)</p> <p>1-7 (略)</p>		園児の区分	員数	(略)	(略)	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人以上	満四歳以上の園児	おおむね三十人以上
園児の区分	員数																		
(略)	(略)																		
満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人以上																		
満四歳以上の園児	おおむね二十五人以上																		
園児の区分	員数																		
(略)	(略)																		
満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人以上																		
満四歳以上の園児	おおむね三十人以上																		

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児</p>	<p>(職員)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児</p>

3 おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、一の保育所につき二人を下回らないものとする。  
(略)

3 おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一の保育所につき二人を下回らないものとする。  
(略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、当分の間、第一条の規定による改正前の大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項の規定は、なおその効力を有するものとし、第一条の規定による改正後の大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第四条第一項の規定は、適用しない。
- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園については、当分の間、旧条例第三十二条第三項の規定は、なおその効力を有するものとし、新条例第三十二条第三項の規定は、適用しない。  
(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある保育所については、当分の間、第二条の規定による改正前の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、第二条の規定による改正後の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、適用しない。